

基本理念

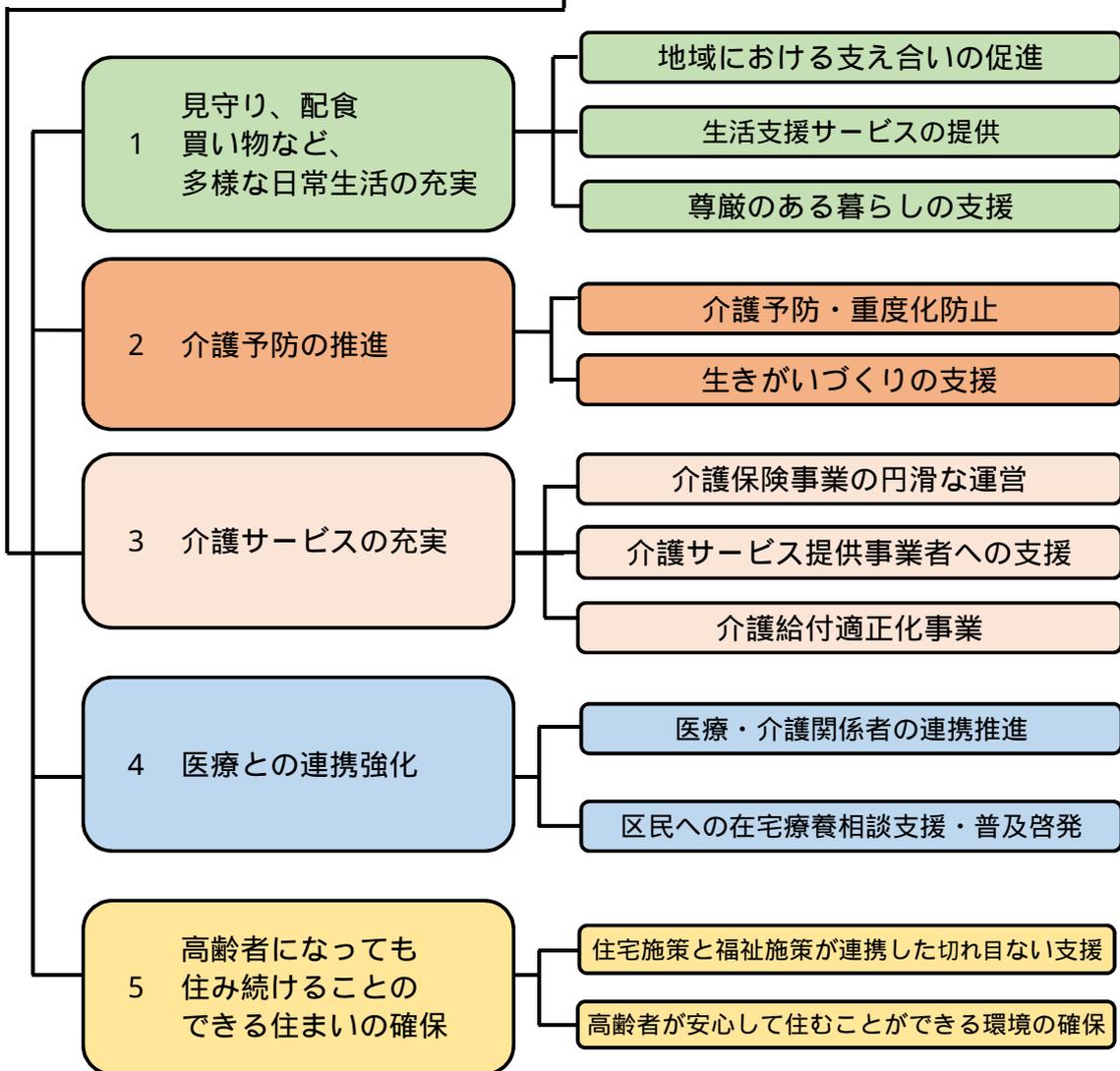
高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる

基本目標

以下5つの基本目標を設定し、地域包括ケアシステムの充実を図ることにより、基本理念の実現を目指します。

- 1 地域の中で必要とされている生活支援や見守りが充足している
- 2 介護予防・生きがいづくりなどの取組が身近にあり利用できる
- 3 多様な介護サービスを必要に応じて利用できる
- 4 医療と介護の連携が円滑に行われ、安心して在宅療養を受けられる
- 5 身体状況の変化と本人の希望に応じて住まい方を変えられる

施策の方向性



視点

認知症ケアの推進
 新型コロナウイルス感染症流行後の施策展開
 災害時における要配慮者への対策

1 見守り、配食、買い物など、多様な日常生活の支援の充実

高齢者が日常生活を送るうえでの多様なニーズに応えるため、在宅生活の支援や見守りサービスの充実を図ります。

指標

基本目標の達成のための効果を図るために、以下の指標を置きます。

近所の見守りが必要な高齢者に対して、何らかの形で接している人の割合（引用元：日常生活圏域ニーズ調査）

【現状値】70.7%（令和元年度） 【目標】増加させる（令和4年度）

地域の支え合いとして自分自身ができることがあると答えている人の割合（引用元：日常生活圏域ニーズ調査）

【現状値】64.9%（令和元年度） 【目標】増加させる（令和4年度）

地域の中で受たい手助けがあるが、「どこに（誰に）頼めばいいのかわからない」と答えている人の割合（引用元：日常生活圏域ニーズ調査）

【現状値】29.4%（令和元年度） 【目標】減少させる（令和4年度）

施策分類

主な推進事業

□ は重点推進事業

1-1 地域における支え合いの促進

高齢者の見守り等の生活支援が地域主体で推進されるよう、地域における支え合い活動の充実を支援します。

- 地域における支え合いの創出と継続支援
- 生活支援体制整備
- 高齢者見守りネットワーク事業
- 小地域福祉活動
- 要配慮者サポート隊の結成支援
- 認知症サポーターステップアップ教室
- オレンジカフェすみだ

1-2 生活支援サービスの提供

介護保険サービスを除く、在宅高齢者を対象とした生活支援サービスについて、安定的に提供していきます。

また、変動する社会状況を踏まえて、適切な事業の在り方を検討していきます。

- 区独自の給付サービス
- 紙おむつ支給・おむつ代助成
- 高齢者補聴器購入助成
- 見守りサービス
- 緊急通報システム
- 配食みまもりサービス

1-3 尊厳のある暮らしの支援

高齢者が地域の中で尊厳を持ち、安心して暮らせるように、専門的・継続的な視点により、必要な支援を行います。

また、関係機関と連携し、虐待の早期発見・防止、相談対応を行います。

- 高齢者の権利擁護
- 権利擁護に関する相談対応
- 成年後見制度の活用及び普及啓発
- 家族介護等支援
- 男性介護者教室
- 認知症家族介護者教室

2 介護予防の推進

高齢者がいつまでも健康で生きがいを持って地域生活がおくれるよう、自主的にフレイル予防、要介護状態となることや生活習慣病を予防することができるよう支援します。

また、高齢者自身が望む、生きがいを感じながら生活を送ることができるよう、高齢者の社会参加を支援します。

指標

基本目標の達成のための効果を図るために、以下の指標を置きます。

介護予防の自主グループ数（引用元：主管課データ）
【現状値】 ○グループ（令和元年度） 【目標】増加させる（令和5年度）

要介護2以下及び要介護3以上の認定率（ ）（引用元：主管課データ）
【現状値】 ○%（令和元年度） 【目標】増加させる（令和5年度）

介護予防事業への参加率や運動習慣の向上によって要介護認定率が下がるとされています。また軽度の要介護者（要介護2以下）発生を抑える取り組みは、重度化（要介護3以上に悪化する）防止にも大きな効果を及ぼし、要介護者全体の発生防止につながる可能性が考えられるとされています。

施策分類

主な推進事業

□ は重点推進事業

2-1 介護予防の推進

要介護状態を予防するための取り組みを自ら行うことで活動的な生活が送れるとともに、「健康寿命の延伸」を目指し、療養、運動機能の低下防止だけでなく、低栄養防止、口腔ケアの取り組みも行い、フレイル予防をはじめとする高齢者の介護予防を総合的に推進します。

- 各種検診等事業
- ・がん検診
- ・高齢者のための歯科健康診査
- ・75歳以上の健康診査
- 介護予防事業
- ・**介護予防普及啓発**
- ・**高齢者の保健事業と介護予防の一体実施（ ）**
- ・地域介護予防活動支援
- ・地域リハビリテーション活動支援
- ・認知症普及啓発

保健・医療・介護等のデータを活用し、後期高齢者への個別的な支援（ハイリスクアプローチ）を実施し、重症化を予防とともに、医療専門職が通いの場等へ積極的に関与（ポピュレーションアプローチ）し、フレイル予防に取り組みます。

2-2 生きがいづくり、地域活動の場づくりの支援

高齢者の知識や経験等を活かせる、生きがいとなるよう就労、学習、趣味、交流活動などの参加を支援します。

生きがいづくり等の支援

- ・墨田区シルバー人材センター運営助成
- ・老人クラブ助成
- ・元気高齢者施設

3 介護サービスの充実

要介護・要支援認定者が、自立した生活を続けていくために必要な支援を受けることができるよう、介護保険制度を適切に運営していくとともに、地域密着型サービスの整備計画の推進や介護サービス事業者に対する研修の実施等、介護サービスのさらなる充実を図ります。

指標

基本目標の達成のための効果を図るために、以下の指標を置きます。

職員の過不足状況について、「不足」または「大いに不足」と回答した区内介護サービス事業所の割合（引用元：介護サービス事業所調査）

【現状値】68.0%（令和元年度） 【目標】減少させる（令和4年度）

介護サービスと介護保険料について、「介護保険料も介護保険サービスの量も今くらいが妥当である」と回答した人の割合（引用元：在宅介護実態調査）

【現状値】35.0%（令和元年度） 【目標】増加させる（令和4年度）

施策分類

主な推進事業

□ は重点推進事業

3-1 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度では、利用者の選択に基づいて適切なサービスが提供されることを基本理念としています。認知症高齢者等を含む利用者が実際に適切なサービスを選択、利用するには、様々な支援策が必要となります。こうした支援策を整備し、サービスが円滑に提供される体制づくりを進めます。

情報提供・相談体制
介護保険事業所の指定及び管理
保険料徴収
介護サービスの向上に向けて
・ **実地指導・集団指導**
高齢者支援総合センター
・ 地域ケア会議

3-2 介護サービス提供事業者への支援

今後の更なる高齢化（後期高齢者の増加）に伴い増大する介護ニーズに的確に対応するためには、サービスの担い手となる人材の確保、介護人材の資質の向上等の視点から各種施策を進めていきます。

また、質の高いサービスを安定的に供給するためには、人材の就業支援だけでなく多様な事業者支援も充実し、介護人材確保及び資質の向上に向けた取組を進めていきます。

介護人材の確保・育成
・ 介護のおしごと合同説明会・就職面接会
・ 介護入門的研修の実施
介護提供事業者への支援
・ 介護保険事業者全体連絡会の開催
・ 各サービスの自主団体に係る連絡会の参加

3-3 介護給付適正化事業

介護給付適正化計画に基づき、介護給付を必要とする利用者が真に必要とするサービスを適切なケアマネジメントにより見極め、事業者が適切にサービスを提供するよう促します。その上で、限られた資源を効率的・効果的に活用することで、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に取り組みます。

給付適正化事業
・ **ケアプラン点検**
・ **住宅改修等点検**
認定調査及び認定審査

4 医療との連携強化

在宅での医療・介護を必要とする高齢者が、最期まで住み慣れた地域で暮らせるように、国が示す以下 8 つの事業項目に沿った取組を行います。

地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、医療・介護関係者の情報共有支援、
在宅医療・介護連携に関する相談支援、在宅医療・介護関係者の研修、
地域住民への普及啓発、二次医療圏内・関係市区町村の連携

指標

基本目標の達成のための効果を図るために、以下の指標を置きます。

人生の最終段階に受けてみたい医療やケアについて周囲と話し合っている人の割合（引用元：日常生活圏域ニーズ調査）

【現状値】65.0%（令和元年度） 【目標】増加させる（令和4年度）

かかりつけ医がいる人の割合（引用元：日常生活圏域ニーズ調査）

【現状値】80.9%（令和元年度） 【目標】増加させる（令和4年度）

在宅療養を受けることが「実現可能だと思う」と回答した人の割合（引用元：日常生活圏域ニーズ調査）

【現状値】31.2%（令和元年度） 【目標】増加させる（令和4年度）

施策分類

主な推進事業

□ は重点推進事業

4 - 1 医療・介護関係者の連携推進

医療と介護を切れ目なく提供するため、地域の医療・介護連携の実態を把握し、課題の抽出と対応策の検討を行います。

また、医療・介護関係者が、双方の業務や専門性を理解し、信頼関係を構築できるように、日常的な情報共有の支援や研修の開催等を通じて連携の推進を図ります。

- 各種協議会の開催
- 在宅医療・介護連携推進協議会及び部会
- 医療連携推進協議会及び部会
- 医療・介護関係者連携推進事業**
- 情報共有ツールの活用支援
- 認知症初期集中支援チーム
在宅医療・介護関係者研修
- 多職種連携研修
- ケアマネジャー向け研修
- 二次医療圏内・関係区との連携

4 - 2 区民への在宅療養相談支援・普及啓発

在宅療養に関する相談の窓口を設置するとともに、区民が在宅療養への理解を深め、安心して在宅医療を選択できるように、各種の普及啓発事業を行います。

また、人生会議（ACP）や看取りに関する周知を併せて行います。

- 在宅療養普及啓発**
- 在宅療養ハンドブック
- 墨田区民医療フォーラム

5 住み続けられる住まいの整備

高齢期を迎えた区民が、本人の希望や状況に応じた住まいを確保できる環境づくりは、大変重要です。そのためには、地域と連携して高齢者が安心・安全に過ごせる住宅を創出するとともに、必要に応じて、いつでも安心して入所できる施設等の仕組み作りが重要です。

指標

基本目標の達成のための効果を図るために、以下の指標を置きます。

「今後の生活場所について『わからない』」と回答した人の割合（引用元：日常生活圏域二
ーズ調査）

【現状値】 16.0%（令和元年度） 【目標値】 減少させる（令和4年度）

すみだ住まい安心ネットワークに係る登録住戸数（引用元：主管課データ）

【現状値】 0件（令和元年度） 【目標値】 増加させる（令和5年度）

施策分類

主な推進事業

□ は重点推進事業

5 - 1 住宅施策と福祉施策が連携した切れ目ない支援

高齢者などの配慮が必要な住宅確保要配慮者が住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう、福祉部門と住宅部門の連携を強化していきます。

- 住まいの確保
- ・ **すみだ住まい安心ネットワーク**
 - ・ 高齢者向け住宅（個室借り上げ住宅）の整備
- 住まいの維持
- ・ 住宅改修（バリアフリー化等）助成
 - ・ 家具転倒・ガラス飛散防止事業

5 - 2 高齢者が安心して住むことができる環境の確保

高齢者が自宅で安心して住み続けることができるよう支援を行うとともに、本人の希望や状況に応じて入所できる施設の紹介を積極的に行います。

- 各施設の入所判定
- ・ 養護老人ホーム
 - ・ 特別養護老人ホーム
- 各施設の整備
- ・ **地域密着型サービス**
 - ・ 都市型軽費老人ホーム
- 各種施設の案内・周知

視点1 認知症ケアの推進 (案)

認知症施策推進大綱の考え方に沿って、区民が認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう対策を進めます。

なお、『認知症ケアの推進』については、計画体系に掲げられている5つの「施策の方向性」すべてに関連するため、『視点』として扱っています。

基本目標

認知症の人やその家族の視点を重視した施策が展開されることで、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても安心してその人らしく暮らせる。

指標(案)

基本目標の達成のための効果を図るために、以下の指標を置きます。

認知症サポーター養成講座を「受講したことがあり活かしている」と回答した人の割合
(引用元：日常生活圏域ニーズ調査)

【現状値(令和元年度)】 2.4% 【目標値(令和4年度)】増加させる

認知症に関する相談窓口の認知度(引用元：日常生活圏域ニーズ調査)

【現状値(令和元年度)】 25.8% 【目標値(令和4年度)】増加させる

日常生活自立度 以上の認知症高齢者の割合(引用元：主管課データ)

【現状値(令和元年度)】 % 【目標値(令和5年度)】

認知症施策推進大綱とは

国の認知症施策推進関係閣僚会議による議論を経て、令和元年6月18日に取りまとめられた大綱です。

【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進

※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味

※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味



コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

具体的な施策の5つの柱

- ① 普及啓発・本人発信支援
 - ・企業・職場での認知症サポーター養成の推進
 - ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開 等
- ② 予防
 - ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
 - ・エビデンスの収集・普及 等
- ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
 - ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
 - ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等
- ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
 - ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
 - ・企業認証・表彰の仕組みの検討
 - ・社会参加活動等の推進 等
- ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開
 - ・薬剤試験に即応できるコホートの構築 等

認知症の人や家族の視点を重視

大綱に沿った区の実施の方向性

大綱における施策の柱	取組の方向性	主な事業（再掲）
普及啓発・本人発信支援	認知症に関する正しい知識や予防、支援の在り方、相談窓口等の普及啓発を行います。また、認知症の人同士が話合える環境を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症普及啓発事業 （認知症サポーター養成講座、認知症ケアパス、すみだオレンジかるたの活用）
予防	認知症予防に資する可能性のある活動を推進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発 ・地域介護予防活動支援 ・地域リハビリテーション活動支援
医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	認知症の人やその家族が安心して生活するために必要なサービスの実施及び見直しを行っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の活用及び普及啓発 ・認知症家族介護者教室 ・認知症初期集中支援チーム
認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	認知症の支援者が増えていく仕組みづくりを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・オレンジカフェすみだ ・認知症サポーターステップアップ教室 ・地域密着型サービス等の整備

重点推進事業 **アウトプット指標**

事業名	目的			
	事業内容			
	推進の方向性・指標			
	項目	現状（令和2年）	令和3年	令和4年
〇〇の実施回数	新規のため0回	3回	6回	9回
〇〇件数	件	—	—	件

事業名	目的	
	事業内容	
	推進の方向性・指標	
	項目	現状（令和2年）